令和2年度 第2回栃木県公共事業評価委員会資料

快適で安全な道づくり事業 (一般国道 293 号楡木バイパス二期工区)

•	自己評価書及び事業概要図	P. 1 ~	- 4
•	パブリック・コメントの概要	P. 5	
	パブリック・コメントの宝施室内	P 6	

栃木県 県土整備部 道路整備課

栃木県公共事業事前評価 自己評価書【県土整備部 道路事業】

事業の概要

事業名 快適で安全な道づくり事業

事業主体

担当課:道路整備課

栃木県

事業箇所

一般国道293号 楡木バイパスⅡ期工区

たなまり ぶまち いきまち たいきまち 下奈良部町~磯町

事業の目的、事業発案の経緯・背景

一般国道293号は、茨城県白立市を起点とし、本県の東部〜南西部地域を通り、栃木県定利市に至る広域的な幹線道路であるとともに緊急輸送道路に指定されている。特に本事業区間は、広域道路網マスタープランにおいて位置づけられた主軸を補完するルート「栃木西部都市連絡幹線」の一部を形成し、地域間の連携・交流を促進する重要な役割を担っている。

しかしながら、現道においては、交通量が多く朝夕を中心に交通渋滞が発生し主要渋滞箇所に選定されているとともに、事故危険箇所にも指定されているなど交通の隘路となっている。

このため、本路線の整備について計画的に進めてきたところであり、平成27年度に鹿沼南バイパスを暫定 2車線で供用させるとともに、楡木バイパス I 期工区についても令和2年度末に供用させる予定である。

本事業は、中抜けとなっている楡木バイパス I 期工区から鹿沼南バイパス間を整備することで、地域間連携・交流の強化や渋滞緩和による交通の円滑化等を図るものである。

事業内容

- ルートは、楡木バイパス I 期工区終点と鹿沼南バイパス起点を結ぶ計画とする。
- 車線数は、将来交通量を見据えた計画とする。
- ・4車線計画の区間については、早期の道路ネットワーク完成を図るため、暫定2車線整備とする。

· 総 延 長 :3,000m

⑦楡木バイパスⅡ起点~県道宇都宮楡木線 1,800m ⑦県道宇都宮楡木線~楡木バイパスⅡ終点 1,200m

計画交通量: ②9,000台/日 ①14,000台/日 〔令和12年度〕

道路区分 : 第3種第2級

・標準幅員 : ②22.0m (車道3.25m×2、路肩0.75m×2、施設帯2.0m×2、副道5.0m×2)

(車道3.25m×4、中央帯1.75m、路肩0.75m×2、施設帯2.0m×2、副道5.0m×2)

事業見込額

及び内訳

•主要構造物:橋梁(一級河川黒川)1橋(橋長L=118m)、函渠(東北縦貫自動車道)1基(L=51m)

令和3年度~令和12年度

構造物詳細設計:令和3年度~

事業予定 用地調査:令和3年度~

期間 用地取得:令和4年度~令和6年度

工事実施:令和5年度~令和12年度

総事業費 約50億円

事業費 測量設計費:約 2億円

 内
 I

 用地補償費:約
 7億円

 工
 事

 費:約
 41億円

財源 国 費 : 55% 内訳 県 費 : 45%

事業概要図

別紙記載

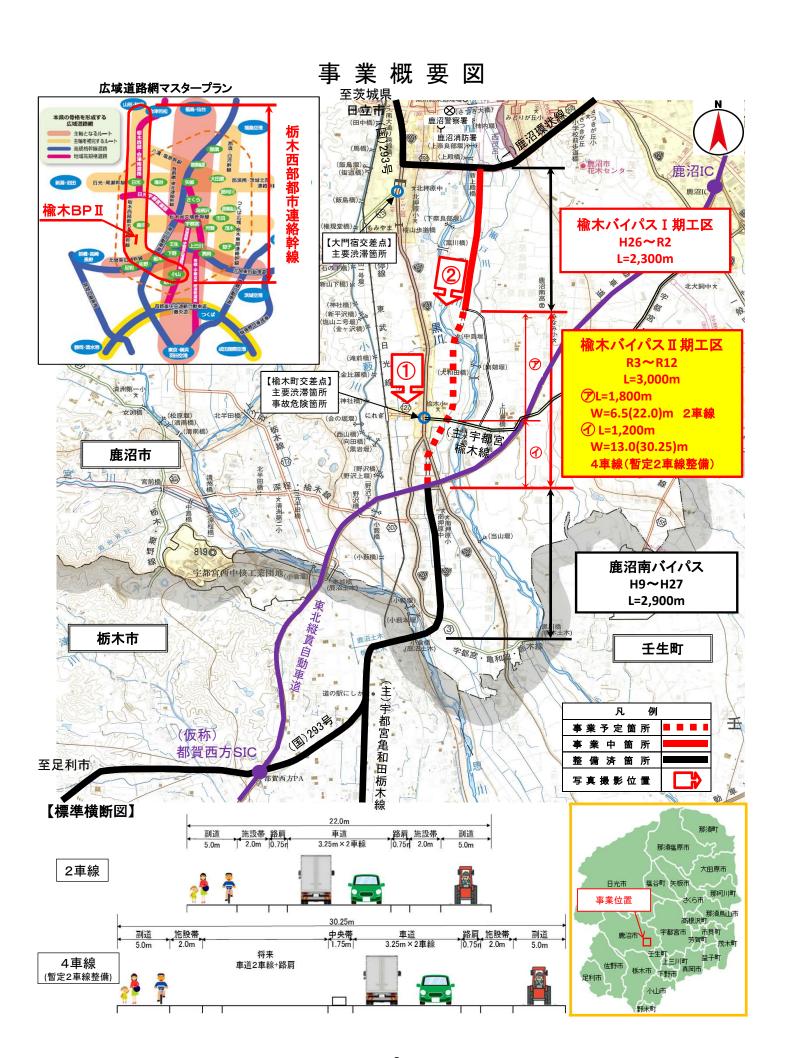
県計画への位置付け

- 「とちぎ元気発信プラン」: コリドールネットワーク(歴史ふれあいサブコリドール)に位置づけられている。
- 「県土づくりプラン2016」: 拠点間の連携 交流を支える幹線道路網の強化として位置づけられている。
- 「とちぎみちづくり構想」:栃木西部都市連絡幹線に位置づけられている。
- 「とちぎ道づくりプログラム」: 県内各拠点を結ぶ交通ネットワークの充実・強化として位置づけられている。
- 「栃木県地域防災計画」:現道が緊急輸送道路(第1次・第2次)に指定されている。
- •「宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」: 広域的な移動や連携の促進を図る広域連携軸として 位置づけられている。

他計画・他事業との関連

「鹿沼市都市計画マスタープラン」:広域連絡道路として位置づけられている。

事	業の	評価	
	1. 事業の必要性	・緊急輸送道路 ること。 ・現道の渋滞緩	連絡幹線としての地域間連携・交流の強化を図る必要があること。 に指定されている一般国道293号の防災機能の向上を図る必要があ 和のため、交通容量の拡大を図る必要があること。 故対策として、現道から通過交通を排除する必要があること。
	2. 事業の適時性 (今事業に着手する 理由等)		バイパス I 期工区が、令和 2 年度末に供用を予定していることから、 に着手することで、道路の整備効果を高める必要がある。
評	3. 事業の適地性	・ルートは、楡	木バイパスⅠ期工区終点と鹿沼南バイパス起点を結ぶ計画である。
価	4. 事業手法の適切性 (県が事業主体とな る理由等)	• 一般国道293	号のバイパス道路であり、道路管理者として県が事業を実施する。
の視点	5. 事業により予想される効果及び影響 ・機能的な効果 ・経済的な効果 ・他計画、他事業への波及効果 ・環境への影響など	・総便益(B) 走行時間短縮(・総費用(C) の栃木西部都市 交流の促進が の交通渋滞の緩 で円滑な道路	B/C) 4.2 (暫定2車線整備) 159億円 ※供用後50年間の効果を金銭に換算したもの 138億円)、走行経費減少(18億円)、交通事故減少(2.8億円) 38億円 ※建設費と供用後50年間の維持管理費を含む 連絡幹線として道路ネットワークを強化することで、地域間の連携・図られる。 和や交通事故の削減により、県西部地域の生活道路として、安全・安心交通が確保される。 活動や物資輸送に資する緊急輸送道路としての機能が強化される。
	6. 事業コスト縮減等 の可能性	を図る。 ・側溝を無蓋化 ・再生材の利用	ど主要構造物においては、新工法の採用を検討するなど、コスト縮減することにより蓋版補修等の維持管理コスト縮減を図る。 や、建設発生土の公共工事間流用に努め、コスト縮減を図る。 協による早期の道路ネットワーク化により、整備効果の早期発現を図
事	「業の対応方針(案)	本事業について	は、令和3年度より着手する。







パブリック・コメントの概要

栃木県公共事業評価実施要領第4の2に基づき、公共事業事前評価(自己評価書)に対するパブリック・コメントを実施し、県民からの意見を聴取しました。

1 実施について

- (1) 事業名:快適で安全な道づくり事業
 - (一般国道 293 号楡木バイパスⅡ期工区)
- (2) 実施機関:栃木県(県土整備部 道路整備課)
- (3) 実施期間: 令和 2(2020)年9月3日(木)~令和 2(2020)年10月2日(金)
- (4) 閲覧資料:自己評価書、事業概要図
- (5) 閲覧方法:
 - ① 栃木県ホームページ

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h11/shisetsu/pk_wakakusa.html

- ② 文書閲覧
 - ・県民プラザ (栃木県庁舎本館2階)
 - ·上都賀県民相談室(上都賀庁舎1階)
 - · 芳賀県民相談室(芳賀庁舎1階)
 - 下都賀県民相談室(下都賀庁舎1階)
 - · 小山県民相談室(小山庁舎1階)
 - · 塩谷県民相談室(塩谷庁舎1階)
 - ·那須県民相談室(那須庁舎1階)
 - ·南那須県民相談室(南那須庁舎1階)
 - ·安蘇県民相談室(安蘇庁舎1階)
 - ·足利県民相談室(足利庁舎1階)
 - · 鹿沼土木事務所(上都賀庁舎 3 階)
- (6) その他、記者クラブへの資料提供(令和2(2020)年9月2日)

2 結果について

提出件数:0件

3 結果の公表について

パブリック・コメントの結果は、今回の公共事業評価委員会の審議を経た後、 公表します。

快適で安全な道づくり事業(一般国道293号 楡木バイパスⅡ期工区)に対するパブリック・コ メント(県民意見の募集)の実施について

栃木県では、県民生活に与える影響が特に大きい公共事業において、事業の効率性及びその政策決定過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の計画段階において、あらかじめ県民の皆さんから幅広く御意見を聞きながら、事業推進の必要性や妥当性を検討していくこととしています。

今回、新たに着手しようとしている下記の事業について、これまでの県の検討概要を取りまとめた自己評価書を下記のとおり公表しますので、県民の皆さんの御意見をお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、十分に考慮の上、計画に反映するとともに、内容ごと に整理・分類した上で、これに対する県の考え方を公表いたします。

公表の際には、意見の内容のみを公表します。住所・氏名などの個人に関する情報 は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。

なお、個々の御意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承願います。

1 公表する資料

- (1)快適で安全な道づくり事業 (一般国道293号 楡木バイパスⅡ期工区)
 - · 自己評価書、事業概要図

2 資料の閲覧方法

(1) ホームページ

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h04/system/honchou/niregibp.html

- (2) 文書閲覧
- ・県 民 プ ラ ザ 宇都宮市塙田1-1-20 (栃木県庁舎本館2階) 電話 028-623-3766
- · 上都賀県民相談室 鹿沼市今宮町1664-1(上都賀庁舎1階) 電話 0289-64-9419
- ・芳賀県民相談室 真岡市荒町116-1 (芳賀庁舎1階) 電話 0285-82-5888
- 下都賀県民相談室 栃木市神田町6-6(下都賀庁舎1階) 電話 0282-24-5665
- ・小山県民相談室 小山市犬塚3-1-1 (小山庁舎1階) 電話 0285-22-9164
- ・塩谷県民相談室 矢板市鹿島町20-22(塩谷庁舎1階) 電話 0287-43-2142
- 那須県民相談室 大田原市中央1-9-9(那須庁舎1階) 電話 0287-23-1555
- · 南那須県民相談室 那須烏山市中央1-6-92 (南那須庁舎1階) 電話 0287-83-1555
- · 安蘇県民相談室 佐野市堀米町607 (安蘇庁舎1階) 電話 0283-24-2603
- 足利県民相談室 足利市伊勢町4-19 (足利庁舎1階) 電話 0284-42-9700
- ・鹿沼土木事務所 鹿沼市今宮町1664-1(上都賀庁舎3階) 電話 0289-65-3215

3 意見の募集期間

令和2 (2020) 年9月3日 (木曜日) から令和2 (2020) 年10月2日 (金曜日) 必着

4 意見の提出先及び問合せ先、提出方法

(1) 提出先及び問合せ先 宇都宮市塙田1-1-20 (栃木県庁舎本館13階)

栃木県県土整備部道路整備課整備調査担当

電話 028-623-2413

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により日本語で提出してください。様式は任意ですが、 住所、氏名、電話番号を記載してください。県外居住の方は、県内の通勤、通学先 の所在市町村名も併せて記載してください。

- ・郵送 〒320-8501 (住所不要)
- ファックス 028-623-2417
- ・電子メール doro-seibi@pref.tochigi.lg.jp